トリクラベンダゾールを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり12mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
トリクロルホンを有効成分とする強制経口投与剤	牛	１日量として体重１kg当たり80mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間又は食用に供するために搾乳する前120時間
	豚	１日量として１頭当たり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
トリクロルホンを有効成分とする薬浴剤	こい目魚類	水１ｔ当たり0.3ｇ以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前５日間
	うなぎ目魚類	水１ｔ当たり0.2ｇ以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前５日間
トリブロムサランを有効成分とする強制経口投与剤	牛	１日量として体重１kg当たり30mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前６日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
トルトラズリルを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり15mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前59日間
	豚（生後７日を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前57日間
ナイカルバジンを有効成分とする飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり200ｇ以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前16日間
ナフシリンナトリウムモノハイドレートを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限る。）	１日量として搾乳後に１分房１回当たり250mg（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前132時間
	牛（泌乳しているものを除く。）	１日量として乾乳期初期に１分房１回当たり500mg（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
ナリジクス酸を有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前９日間
ニトロキシニルを有効成分とする注射剤	牛（生後18月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり５mg以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前110日間
ニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする薬浴剤	かれい目魚類（体重50ｇ以下のもの）	水１ｔ当たり10ｇ以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前２日間
ノボビオシンナトリウムを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
ノルフロキサシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
ノルフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
塩酸バルネムリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり200ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前２日間
ビコザマイシンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	豚（生後５月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
ビコザマイシンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	豚（生後５月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
ビコザマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	豚（生後５月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
ビコザマイシンを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前５日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	豚	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前５日間